

別記様式第1号(第四関係)

# 熊川地区活性化計画

福井県(代表)・若狭町

令和2年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	熊川地区活性化計画	都道府県名	福井県	市町村名	若狭町	地区名(※1)	熊川地区	計画期間(※2)	令和2年度～令和6年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	-------------

## 目標 : (※3)

令和元年6月に竣工した河内川ダムの周辺広場、若狭森林公園河内の森の山村資源(大自然)と若狭鯖街道熊川宿、熊川城跡の歴史資源(文化財)を互いにコラボレーションし、地域全体を一つの大きな交流拠点として位置付け、周遊・滞在を可能とした誘客エリア(若狭アドベンチャーツーリズム拠点)を創出することにより、地区外からの来訪者へ多様な資源を提供し、農山村交流人口の増加と地域産業の振興を図る。

熊川地区の観光地である『熊川宿』の入込数は年間40万人前後で推移しているが、約1.1kmの古い町並み散策だけでは一時的な立ち寄りとなり、経済効果の高い長時間の周遊・滞在は見込めない。そこで、新たな誘客エリアを核に周遊・滞在できる環境を整備することにより、今後は年間平均50万人の交流人口を目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

熊川地区は、若狭町の南部、滋賀県高島市との県境付近に位置し、三十三間山を水源とする一級河川「北川」と若狭駒ヶ岳をその源とする一級河川「河内川」の流域を沿うように4区(熊川、新道、河内、せせらぎ)で形成する農山村地域である。地区内を横断している主要道路の「国道303号線」は、岐阜県岐阜市を起点に滋賀県高島市を經由し、福井県内を流れる北川と並走して三宅交差点(国道27号)まで続くアクセス道路で、交通量(24h上下)は約6,000台にのぼり関西の玄関口となっている。(H27全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査)  
また、古来より若狭と畿内を結んだ街道、いわゆる『鯖街道』のうち最大の物流量を誇ったのが熊川宿を通る『若狭街道』である。この国境の要衝、熊川は、室町・戦国時代において軍事上も重要な要所として大きな役割を果たし、後の若狭国王『浅野長政』によって宿場町『熊川宿』として整備された。  
『熊川宿』は平成8年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、『鯖街道』は平成27年に日本遺産第1号に認定されており、歴史的にも価値の高い文化財を保有する地区である。

### 現状と課題

本地区の人口は、平成27年12月末の675人(231世帯)から令和元年12月末は624人(229世帯)と5年間で7.6%減少し、町全体における人口減少率6.6%を上回っている。  
熊川地区の経営耕地総面積は5ha(農業経営体数3)と極めて少なく、農業経営による将来展望は描けない土地柄である。また、森林面積1,938ha(森林整備計画面積1,891.5ha)を有する地区であるが、林業経営体は1経営体と乏しく、少子高齢化と故郷離れ(都市流出)等により、地区全体の活動力の低下と空家の増加が長期的な課題となっている。  
日本の人口問題と少子高齢問題は簡単に解決できるものではないが、熊川地区においては残存する貴重な資源を有効活用し、多様な資源を提供することにより地区外からの来訪者を誘致し、農山村の活性化を図る必要がある。

### 今後の展開方向等(※4)

熊川地区の山村資源と歴史資源は広範囲に点在するため、これら観光資源となる箇所をトレイル(散策路)で繋げることにより周遊・滞在効果を高め、かつ道の駅『若狭熊川宿』を起終点に来訪者を誘致できるよう最大限に活用し、最終的に熊川地区全体を若狭アドベンチャーツーリズム拠点として地域間交流を促進する。  
費用対効果としては、日常観光客へのトレッキング、眺望体験をはじめ、アウトドアスポーツ(SUP・ボート)、キャンパー、登山や歴史探訪好き、レトロ好きの観光客など若年層からシニア層に至る幅広い年代客層のニーズに応え、関西・北陸の新たな観光交流人口の増加が見込まれる。

## 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
若狭町	熊川地区	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用交流施設)	若狭町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
若狭町	熊川地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	若狭町	有	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
若狭町	熊川地区	観光宣伝事業	若狭町	御城印、攻城記念缶バッジの販売

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

福井ふるさと広域景観形成事業(雑木伐採、解説板設置、案内道標設置…ほか) 周遊・滞在型観光推進事業(景観形成、植樹ライトアップ…ほか)
--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

熊川地区(福井県三方上中郡若狭町)	区域面積 (※2)	2,468ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係:	農山村地域調査による計画区域の総土地面積は2,468ha(うち林野面積1,938ha)で林野率78.5%と高く、振興山村に指定されている。 ※2015年農林業センサス、昭和43年指定	
②法第3条第2号関係:	計画区域である熊川地区の4集落(熊川、新道、河内、せせらぎ)は、日本の少子高齢問題と人口減少に伴う地域的な偏在が加速する地区であり、地区の賑わいを創出している熊川小学校は全校児童27人と町内で最も少ない小規模校となっている。※学校基本調査 また、計画区域の経済中枢を担う熊川集落は、平成21年の事業所数37(従業者数273人)から平成26年の事業所数36(従業者数216人)、2019年(速報値)の事業所数32(従業者数不明)と過疎に伴う経済低迷が顕著に表れている。※経済センサス(基礎調査) 以上のことから、地区外から人を呼び込む周遊・滞在型の山村交流は、当該地域の活性化に多様な効果をもたらす非常に有効である。	
③法第3条第3号関係:	計画区域のうち熊川は重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、河内とともに都市計画区域から除外されている。 その他の計画区域(新道、せせらぎ)は都市計画区域であるが、農業振興地域及び森林整備計画区域であり、市街化区域はない。	

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標の達成状況は、当該施設の供用開始以降、地区内外からの来訪者へ多様な資源を提供し、若狭町観光地入込数調査票『熊川宿』に基づき、熊川宿に訪れた観光人数と当該施設の利用人数による交流状況を若狭町観光未来創造課が検証し、目標の達成状況については、第三者の意見を踏まえて事後評価報告を提出する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。